

高等学校生徒指導要録記入の手引

令和4年3月

青森県教育委員会

はじめに

平成30年3月に新しい学習指導要領が告示され、平成31年度からの移行期間において総則の一部、総合的な探究の時間及び特別活動等については既に実施しておりますが、令和4年度からは年次進行により全ての教科・科目について実施されることになっております。

この学習指導要領の改訂に伴って指導要録の様式等が改善され、令和4年度入学生から適用されることになりました。

今回の指導要録の改善では、学習指導要領において育成を目指す資質・能力として示された、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成及び学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養が確実に図られるよう、学習評価の在り方について、次の三つが示されています。

第一に、生徒の学習改善につながるものにしていくこと。

第二に、教師の指導改善につながるものにしていくこと。

第三に、これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

県教育委員会では、各学校がこれらの三つの在り方に基づき適切な学習評価を行い、指導要録を円滑に作成できるよう、指導要録の記入上の実務的な事柄について検討を重ね、この度「高等学校生徒指導要録記入の手引（令和4年3月版）」を刊行することにしました。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿です。巻末には「資料編」として上述の文部科学省の通知文を付しましたので、「解説編」とともに御活用の上、指導要録の記載及び取扱い等に当たっては遺漏のないよう努めていただくことを願っております。

令和4年3月

青 森 県 教 育 庁

学校教育課長 高 橋 英 樹

目 次

はじめに

〈解 説 編〉

I 生徒指導要録記入上の全般的留意事項	1
II 学籍に関する記録	2
1 「ホームルーム・整理番号」の欄について	2
2 学籍の記録	2
(1) 「生徒」の欄について	2
(2) 「保護者」の欄について	4
(3) 「入学前の経歴」の欄について	5
(4) 「入学・編入学」の欄について	6
(5) 「転入学」の欄について	7
(6) 「転学・退学」の欄について	8
(7) 「留学・休学」の欄について	9
(8) 「卒業」の欄について	10
(9) 「進学先・就職先等」の欄について	10
3 学校名・所在地等	11
(1) 「学校名・所在地・課程名・学科名」の欄について	11
(2) 「校長氏名印・ホームルーム担任者氏名印」の欄について	12
4 各教科・科目等の修得単位数の記録	13
III 指導に関する記録	15
1 各教科・科目等の学習の記録	15
(1) 「観点別学習状況」の欄について	15
(2) 「評定」の欄について	15
(3) 「修得単位数」の欄について	16
(4) 「修得単位数の計」の欄について	17
(5) 「小計」の欄について	18
(6) 「留学」の欄について	18
(7) 「合計」の欄について	18
(8) 「備考」の欄について	19
(9) その他	22

2 「総合的な探究の時間の記録」の欄について	2 2
3 「特別活動の記録」の欄について	2 3
4 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄について	2 4
5 「出欠の記録」の欄について	2 5
(1) 「授業日数」の欄について	2 5
(2) 「出席停止・忌引等の日数」の欄について	2 6
(3) 「留学中の授業日数」の欄について	2 6
(4) 「出席しなければならない日数」の欄について	2 6
(5) 「欠席日数」の欄について	2 6
(6) 「出席日数」の欄について	2 7
(7) 「備考」の欄について	2 7
(8) その他	2 7
付表 各欄の記入時期	2 9

〈資料編〉

資料1 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（関係分抜粋）	3 1
資料2 各教科等の評価の観点及びその趣旨	4 7
資料3 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）（関係分抜粋）	5 8
資料4 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）	6 5
資料5 取扱い上の注意	7 1

〈様式編〉

1 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（県様式）	7 3
2 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録 様式2（指導に関する記録）別記（県様式）	7 7
3 高等学校（通信制の課程）生徒指導要録（県様式）	7 8

解 說 編

I 生徒指導要録記入上の全般的留意事項

- 1 使用する文字については、原則として常用漢字及び現代かなづかいを用い、楷書で書く。
- 2 数字は算用数字を用いる。
- 3 黒又は青のペン書きとする。
- 4 必要事項は次の適切な時期に記入する。(付表参照)
 - (1) 年度初めに記入する事項
「ホームルーム・整理番号」、「生徒」、「保護者」、「入学前の経歴」、「入学・編入学」の入学、「学校名及び所在地、課程名・学科名」、「年度、学年、校長氏名、ホームルーム担任者氏名」
 - (2) 年度末に記入する事項
「校長印・ホームルーム担任者印」、「各教科・科目等の修得単位数の記録」、「各教科・科目等の学習の記録」、「総合的な探究の時間の記録」、「特別活動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、「出欠の記録」、通信制の課程における「出校の記録」
 - (3) そのつど記入する事項
「入学・編入学」の編入学、「転入学」、「転学・退学」(転籍含む)、「留学・休学」
 - (4) 卒業時に記入する事項
「卒業」、「進学先・就職先等」
- 5 記入事項に変更、訂正がある場合には、記入していた事項をそのつど2本線で消し、その下部に正しい字句を記入する。記入事項に何回も変更があつて欄からはみ出る場合は、付せんをつけて記入する。
- 6 その他
 - (1) 原級留置の場合は、当該学年から新たに生徒指導要録を作成し、前の生徒指導要録を添付しておく。
 - (2) 様式2の別記を作成する場合は、別葉とする。ただし、オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には、作成及び記載は不要とする。

Ⅱ 学籍に関する記録

1 「ホームルーム・整理番号」の欄について

(1) 学年について

毎学年又は毎年度の生徒の所属するホームルームと整理番号を記入する。なお、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程においては、「学年」を「年度」に替える。

〈記入例〉

学年制による課程の場合

区分	学年	1	2	3	4
ホームルーム		2	3	4	
整理番号		15	13	20	

単位制による課程の場合

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホームルーム		2	1	4	
整理番号		16	14	18	

2 学籍の記録

生徒の入学当初及び異動の生じたときに記入する。

(1) 「生徒」の欄について

原則として住民票の記載に基づき記入する。

ア 生徒氏名

- ・ 住民票に旧字体で記載されている氏名は、旧字体で記入する。また、住民票に間違った氏名（誤記）が記載されている場合には、住民票を訂正させた上で、その訂正に基づいて記入する。
- ・ ふりがなはひらがなで記入する。ひらがなやカタカナの名前であってもふりがなを付す。
- ・ 外国籍の生徒については、原則として「在留カード」に基づいて記入する。この場合、ふりがなは必ずしも必要ではない。なお、通称名（日本名）がある場合には、本名の右に（ ）を付して記入し、ふりがなも記入する。

イ 性別

- ・ 男女のいずれかを記入する。

ウ 現住所

- ・ 青森県から記入する。青森市内在住の場合は青森県を省略してもよい。

エ 生徒の氏名、現住所の変更

- ・ 新たに住民票を提出させ、これに基づいて訂正する。

〈記入例〉

現住所に変更があった場合

生 徒	ふりがな	あおもり たろう	性 別	男
	氏 名	青森 太郎		
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生		
	現住所	青森県八戸市大字沢里字体場〇一〇 青森県八戸市大字糠塚字前谷地〇丁目〇番地〇号		

(2)「保護者」の欄について

ア 「在学保証書」に基づいて記入する。

イ 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記する。

- ・ 保護者の氏名、現住所の変更は、新たに「在学保証書」を提出させ、これに基づいて訂正し、記入する。

〈記入例〉

保護者に変更があった場合

保 護 者	ふりがな	あおもり いちろう あおもり ようこ
	氏 名	青森 一郎 青森 陽子
	現住所	生徒の欄に同じ

(3) 「入学前の経歴」の欄について

高等学校に入学するまでの教育関係の略歴を記入する。例えば、令和〇〇年〇〇市立〇〇中学校卒業というように記入する。また、外国において受けた教育の実情なども、この欄に記入する。

- ・ 中学時代に異動が多く、高等学校入学以前の経歴が複雑であり、入学後の指導に必要なと思われる場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄を利用して、その事情等を記入する。
- ・ 県外の中学校を卒業した場合には、県名も記入する。

〈記入例〉

入学前の経歴	令和〇〇年 〇〇市立〇〇中学校卒業
--------	----------------------

外国における教育歴を有する場合

入学前の経歴	令和〇〇年 〇〇市立〇〇中学校卒業 令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで アメリカ合衆国〇〇州〇〇市〇〇中学校に在学
--------	---

(4) 「入学・編入学」の欄について

ア 入学年月日は、校長が入学を許可した年月日を記入する。この場合には「第 学年編入学」の文字を2本線で消す。なお、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入する。

イ 編入学は、高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から入学した場合、又は過去に高等学校に在学していた者などが入学した場合において、その年月日、学年等を記入し、「第 学年入学」の文字を2本線で消す。

また、単位制による課程の場合においては、「学年」を「年度」に替えるとともに、「(在学すべき期間 令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

ア 入学の場合

〈記入例〉

学年制による課程の場合

入学・編入学	令和〇〇年4月〇〇日 第1学年入 学 第 一 学年編入学
--------	--

単位制による課程の場合

入学・編入学	令和〇〇年4月〇〇日 令和〇〇年度入 学 令和 一 年度編入学
--------	---

イ 編入学の場合

- ・ 編入学した場合の編入学年月日、学年又は年度等を記入する。
- ・ 「第 学年入学」又は「令和 年度入 学」を2本線で消す。
- ・ 単位制による課程では、「(在学すべき期間 令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

〈記入例〉

学年制による課程の場合

入学・編入学	令和〇〇年4月〇〇日 第1学年入1学 第2学年編入学 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇高等学校第1学年修了
--------	--

単位制による課程の場合

入学・編入学	令和〇〇年4月〇〇日 令和〇〇年度入1学 令和〇〇年度編入学 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇高等学校第1学年修了 (在学すべき期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)
--------	---

(5) 「転入学」の欄について

他の高等学校から転入学した生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地、課程名、学科名等を記入する。同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間 令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

ア 転入学の場合

- ・ 転入学許可の年月日（前の学校の転学日付の次の日付になる。）を記入する。
- ・ 学年又は年度、前の学校、課程名、学科名等を記入する。
- ・ 単位制による課程では、「(在学すべき期間 令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

イ 転籍の場合

- ・ 同一学校において、異なる課程から学籍を移す場合は、欄名の「転入学」を2本線で消して「転籍」とし、転入学の場合に準じて記入する。

〈記入例〉

学年制による課程の場合

転入学	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇学年 転入学 東京都立〇〇高等学校 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号 全日制の課程普通科第2学年から
-----	--

単位制による課程の場合

転入学	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年度 転入学 東京都立〇〇高等学校 東京都〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号 全日制の課程普通科 令和〇〇年度入学 (在学すべき期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)
-----	--

転籍の場合 (全日制の課程普通科→定時制かつ単位制の課程普通科の場合)

転籍 転入学	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年度 転籍 本校全日制の課程普通科 第2学年から (在学すべき期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)
----------------------	--

(6) 「転学・退学」の欄について

他の高等学校に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた年月日の前日を記入し、その学校名、所在地、課程名、学科名、転入学年等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

退学する場合には、校長が退学を認めた、又は命じた年月日、学年等を記入する。

また、同じ高等学校において、異なる課程に転籍する場合も、転学の場合に準じて記入する。

- ・ 転学の場合は、年月日の上部に「(令和 年 月 日)」を加え、当該生徒が学校を去った年月日を記入する。
- ・ 同一学校において、異なる課程へ学籍を移す場合は、欄名の「転学・退学」を2本線で消して「転籍」とし、転学に準じて記入する。

〈記入例〉

転学の場合

転学・退学	(令和〇〇年〇〇月〇〇日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇学年 転学 大阪府立〇〇高等学校 大阪府〇〇市〇丁目〇〇番〇〇号 全日制の課程普通科 第2学年へ
-------	--

退学の場合

転学・退学	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇学年 退学
-------	---------------------

転籍の場合（全日制の課程普通科→定時制かつ単位制の課程普通科の場合）

転 籍 転学・退学	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇学年 転籍 本校定時制の課程普通科 令和〇〇年度へ
-------------------------	--

(7) 「留学・休学」の欄について

留学、休学について校長が許可した期間を記入する。なお、留学の場合は留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

ア 留学

- ・ 校長が許可した期間、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

イ 休学

- ・ 校長が許可した期間を記入する。

〈記入例〉

留学の場合

留 学・休 学	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 留学 〇〇高校 第2学年 アメリカ合衆国
---------	--

休学の場合

留 学・休 学	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 休学
---------	----------------------------

(8) 「卒業」の欄について

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

- ・ 校長が高等学校の全課程の修了を認定した年月日を記入する。この年月日は、通常は卒業証書に記載してある年月日と一致することになる。

〈記入例〉

卒 業	令和〇〇年3月〇〇日
-----	------------

(9) 「進学先・就職先等」の欄について

進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両者を記入する。また、家業又は家事に従事した者については、その旨を記入する。

なお、卒業の際、進路が決まっていないため記入できない者については、確定したとき記入することが望ましい。

〈記入例〉

進 学 先 ・ 就 職 先 等	〇〇大学 〇〇学部〇〇学科 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
--------------------	--------------------------------------

進 学 先 ・ 就 職 先 等	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
--------------------	----------------------------

進 学 先 ・ 就 職 先 等	家業（〇〇業）に従事
--------------------	------------

3 学校名・所在地等

(1) 「学校名・所在地・課程名・学科名」の欄について

分校（校舎）の場合には、本校名及び所在地のほか、分校（校舎）名及び所在地を記入する。

課程名は、全日制の課程、定時制の課程及び単位制による課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科及び総合学科の名称を記入する。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば、「工業（機械）」と記入する。

- ・ 単位制による全日制の課程の「課程名・学科名」は、例えば「単位制による全日制の課程総合学科」等と記入する。
- ・ 単位制による定時制の課程の「課程名・学科名」は、例えば「単位制による定時制の課程（午前部）普通科」等と記入する。
- ・ 単位制による定時制の課程の高等学校で、午前部、午後部、夜間部の間で生徒の異動がある場合、異動前に在籍していた（〇〇部）等に2本線を引いて訂正する。

〈記入例〉

学 校 名 及 び 所 在 地 (分校(校舎)名 ・所在地等) 課程名・学科名	青森県立〇〇高等学校 青森県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号 (〇〇分校・青森県〇〇郡〇〇町〇〇番〇〇号) 全日制の課程工業(機械)
--	--

(2)「校長氏名印・ホームルーム担任者氏名印」の欄について

<p>同一年度内に校長又はホームルーム担任者が変わった場合には、そのつど後任者の氏名を併記する。</p> <p>学年末又は生徒の転学・退学等の際は、記入について責任を有する校長及びホームルーム担任者が押印する。</p>

- ・ 校長及びホームルーム担任者氏名は、年度当初か、生徒が転入学してきたときに記入する。
- ・ 校長又はホームルーム担任者について、氏名を併記した場合には、生徒に対して責任を有していた期間を()を付して記入する。
- ・ 押印は、その年度の指導要録の記入が完了した年度末に行うが、生徒が転学・退学又は転籍した場合には、その時点で押印して保存する。

〈記入例〉

年 度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度
区分 \ 学年	1	2	3
校長氏名印	山田〇〇 (印)	山田〇〇 (印)	山田〇〇 (4月～10月) 鈴木〇〇 (11月～3月) (印)
ホームルーム担任者氏名印	佐藤〇〇 (4月～7月) 上村〇〇 (8月～3月) (印)	佐々木〇〇 (印)	田中〇〇 (印)

4 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入する。留学により認定された修得単位数についても記入する。

また、編入学又は転入学した生徒については、前に在学していた学校における修得単位数についても記入する。

なお、履修のみ認定された科目については、修得単位数の計に括弧書きで履修単位数を記入する。

- ・ 修得単位数の計の記入は、年度末とする。
- ・ 転学・退学する生徒については、転学・退学時までには修得した単位数の計を記入する。
- ・ 当該高等学校における科目の単位として認定した高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位数についても記入する。
- ・ 学校教育法施行規則第140条の規定等に基づき、通級による指導を行った場合であって、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第5款2（1）イに定める単位認定を行った場合には、総合的な探究の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記入する。

(記入例) ※公共及び家庭基礎が履修のみ認められた場合及び情報Ⅰを工業情報数理で代替した場合の例

各教科・科目等の修得単位数の記録

各教科に共通する各教科・科目	教科	科目	修得単位数	主として専門学科において開設される	教科	科目	修得単位数	各教科・科目	教科	科目	修得単位数
	国語	現代の国語	2			家庭	〃				情報
		略				〃				〃	
		〃				〃				〃	
		〃			情報	情報Ⅰ	代替工業情報数理2		福祉	〃	
地理歴史	〃					〃				〃	
	〃					〃			理数	〃	
	〃					〃				〃	
公民	公共	(2)			理数	〃			体育	〃	
	略					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
数学	〃				学校設定教科	〃			音楽	〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
理科	〃					〃			美術	〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
保健体育	〃				農業	〃			英語	〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
芸術	〃				工業	〃			学校設定教科	〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
外国語	〃				商業	〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃				水産	〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃					〃				〃	
	〃				家庭	家庭基礎	(2)		総合的な探究の時間(名称)	3	
	〃					略			小計		
	〃					〃			留学	36	
	〃					〃			修得単位数の合計		

※ () 内は履修だけが認められた単位数を表す。

Ⅲ 指導に関する記録

1 各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の学習の状況や結果について記入する。

- ・ 各教科・科目等ごとに、観点別学習状況、5段階による評定、修得を認定した単位数及びその単位数の合計並びに履修上の特記事項を記入する。
- ・ 通信制の課程で学期の区分ごとに単位を認定する場合、「学年」・「年度」の欄を、学期ごとの区分にする。
- ・ 当該教科・科目等の修得については、所要単位数の一部の認定をもって、当該教科・科目等の修得とすることはできない。

(1) 「観点別学習状況」の欄について

各教科・科目の観点別学習状況を記入する。

各教科・科目の評価は、各教科・科目について観点ごとにそれぞれ3段階で表し、3段階の表示はA、B、Cとする。

- ・ 左から「知識・技能」(職業に関する教科・科目は「知識・技術」)、「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入する。(記入例：B B A)
- ・ 高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとすること。

(2) 「評定」の欄について

各教科・科目の評定を記入する。

各教科・科目の評定は、各教科・科目の学習についてそれぞれ5段階で表し、5段階の表示は5、4、3、2、1とする。

- ・ 高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、

特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1とすること。

- ・ 評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意すること。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定めること。
- ・ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

(3) 「修得単位数」の欄について

各教科・科目等について修得を認定した単位数を記入する。
評定1の場合は、単位の修得を認めない。

- ・ 各教科・科目等ごとに、修得を認定した単位数を記入する。
- ・ 認定した修得単位数は、各学年ごと又は各年度ごと、学期の区分ごと（通信制の課程のみ）に記入する。
- ・ 学期の区分ごとに単位修得を認定した場合には、学期末に修得単位数を記入する。
- ・ 履修は認められたものの、単位数の全部又は一部について修得が認められなかった場合において、履修した単位数を記録に留める必要があるときは、「備考」の欄を活用する。
- ・ 履修は認められたものの、単位の修得は認められない場合には、「修得単位数」の欄に0を記入し、「備考」の欄に「履修単位数（○）」と記入する。
- ・ 履修が認められない場合は、「観点別学習状況」、「評定」、「修得単位数」の欄及び「備考」の欄は空白とする。

〈記入例〉世界史探究は、履修は認められたものの、単位の修得は認められず、
日本史探究は、履修も認められなかった場合

各教科・科目等の学習の記録													
各教科・科目等			第1学年			第2学年			第3学年			修得単位数の計	備考
			観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数		
教科等	科目等												
共通	地理歴史	日本史探究											
		世界史探究	CCC	1	0							0	履修単位数(3)

- 編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録する。

(4) 「修得単位数の計」の欄について

各教科・科目等ごとに、修得を認定した単位数の計を記入する。

- 各学年ごともしくは各年度ごとの修得単位数、又は二つ以上の学年もしくは年度にわたって分割履修した教科・科目等については、その合計の単位数を記入する。
- 転学・退学等の場合には、その期日までの修得単位数の計を記入する。

〈記入例〉

各教科・科目等の学習の記録													
各教科・科目等			第1学年			第2学年			第3学年			修得単位数の計	備考
			観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数		
教科等	科目等												
共通	地理歴史	世界史探究				AAA	5	3	AAA	5	3	6	
		総合的な探究の時間			1			1				1	3

(5) 「小計」の欄について

修得を認定した単位数の計を記入する。

- ・ 各学年ごと又は各年度ごと、学期の区分ごとに、各教科・科目等の修得した単位数の計を記入する。

(6) 「留学」の欄について

留学した生徒に外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入する。

この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないが、36単位を超えることはできない。

なお、外国の高等学校が発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付する。

- ・ 学年又は年度をまたがって留学した場合、留学先の学校における学習の成果を校長が自校の単位と認定した時点で、新たな学年に在籍させる。例えば、1学期の終了時点で留学を開始する場合は、当該学年を留学扱いとし、次の年の1学期の終了時において留学修了後、自校の単位として認定を行い、在学させる。
- ・ 留学がない場合、又は、留学したが単位を修得しなかった場合は、0と記入する。

(7) 「合計」の欄について

「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入する。

- ・ 各学年ごと又は各年度ごと、学期の区分ごとの「修得単位数」の小計と、「留学」の欄の単位数との合計及び「修得単位数の計」の欄に記入された単位数と「留学」の欄の単位数の合計を記入する。

(8)「備考」の欄について

専門教育に関する各教科・科目等の履修による履修教科・科目等の代替、学校間連携や学校外の学修等についての単位認定を行った場合など、履修上の特記事項等について記入する。

【履修上の特記事項】

ア 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第1章第2款の3の（2）のイの（ア）～（ウ）に関する事項

- ・（ア）に基づき、専門学科の生徒に対して、専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす場合は、その専門教科・科目以外の科目「備考」の欄に、「〇〇単位を専門教科・科目の単位数に含める」など、その旨を記入する。

〈記入例〉・・商業に関する学科で共通科目「論理・表現Ⅰ」の履修を専門科目の履修とみなす場合

共通	外国語	論理・表現Ⅰ				AAA	5	2					2	2単位を専門科目の単位に含める

- ・（イ）に基づき、専門学科の生徒に対して、専門教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に替えた場合は、代替された教科・科目等の「備考」及び「様式1 学籍に関する記録 各教科・科目等の修得単位数の記録」の修得単位数の計の欄に、「代替工業情報数理2」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

共通	外国語	情報Ⅰ												代替工業情報数理2
専門	工業	工業情報数理	AAA	5	2								2	

- ・（ウ）に基づき、職業学科における課題研究等の履修で総合的な探究の時間の一部又は全部に替えた場合は、総合的な探究の時間の「備考」及び「様式1 学籍に関する記録 各教科・科目等の修得単位数の記録」の修得単位数の計の欄に、「代替課題研究3」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

専 門	農 業	課題研究				AAA	5	1	AAA	5	2	3	
		総合的な探究の時間											

イ 学校教育法施行規則第97条の規定に基づき、学校間連携により単位を認定する場合は、当該科目の「備考」の欄に、「学校間連携（〇〇高校）」又は「併修（〇〇の課程）」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

専 門	農 業	食品製造				AAA	5	4				4	学校間連携（〇〇農業高校）

ウ 学校教育法施行規則第98条第1号～第3号の規定による事項

- 第1号に基づき、大学等における学修を自校の科目の単位として認める又は増加単位とする場合は、当該科目の「備考」の欄に、「〇〇大学〇〇講座〇単位増加」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

共 通	理 科	化学							AAA	5	5	5	〇〇大学〇〇講座1単位増加

- 第2号に基づき、各教科・科目の学習内容に対応し、かつ一定の要件を満たす知識・技能審査において相当程度の成果を収め、その成果を自校の科目の単位として認める又は増加単位とする場合は、対応する科目履修前ならば「修得単位数」の欄に単位数を記入し、対応する科目履修後ならば当該審査に合格した学年又は年度の「修得単位数」の欄に自校の単位として認める単位数を記入する。あわせて「備考」の欄には、「技能審査〇単位増加〇〇検定2級」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

共 通	外 国 語	英語コミュニケーションⅡ				AAA	5	4			1	5	技能審査1単位増加 実用英語技能検定2級

- 第3号に基づき、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修を自校の科目の単位として認める又は増加単位とする場合は、当該科目の「備考」の欄に、「ボランティア活動〇単位」など、その旨を記入する。

〈記入例〉・・・ボランティア活動を学校設定教科「総合」の学校設定科目「地域貢献実習」として認定する場合

共通	総合	地域貢献実習						1			1	2	ボランティア活動2単位

エ 学校教育法施行規則第100条第1号の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験の合格点を得た科目に係る学修を自校の科目の単位として認める場合は、当該科目の「観点別学習状況」及び「評定」の欄は空欄とし、「修得単位数」の欄及び「修得単位数の計」の欄に学校の定める単位数を記入するとともに、「備考」の欄に、「令和〇〇年高卒認定試験」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

共通	公民	政治・経済									2	2	令和〇〇年高卒認定試験

オ 学校教育法第55条の規定に基づき、定時制又は通信制の課程に在学している生徒に対して、技能教育のための施設における連携措置に係る教科・科目の学修を自校の職業教科の一部の履修とみなし単位として認める場合は、当該科目の「備考」の欄に、「技能連携（〇〇専門学校）」など、その旨を記入する。

〈記入例〉・・・専門科目「ファッション造形」を連携している技能教育施設で履修して単位認定した場合

専門	家庭	ファッション造形				AAA	5	4	AAA	5	2	6	技能連携（〇〇専門学校）

カ 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第1章第2款の3の（7）のエの（ウ）に基づき、定時制又は通信制の課程に在学している生徒に対して、実務等により職業科目の履修の一部に替えた場合は、当該科目の「備考」の欄に、「実務代替〇単位」など、その旨を記入する。

〈記入例〉

専門	工業	建築施工							AAA	5	4	4	実務代替4単位

- キ 高等学校通信教育規程第12条の規定に基づき、定時制又は通信制の課程に在学している生徒に対して、学校教育法施行規則第97条の規定による「学校間連携により単位を認定する」併修を除いた併修により、修得した単位を卒業に必要な単位数に加える場合は、「定通併修（〇〇高校通信制の課程）」など、その旨を入する。

〈記入例〉

共通	国語	古典探究						AAA	5	4	4	定通併修（〇〇高校通信制の課程）

(9) その他

- ・ 単位制による課程において、過去に在学した高等学校において単位を修得しているときは、当該教科・科目及び単位数もそれぞれ「各教科・科目」及び「修得単位数の計」に記入し、「備考」の欄にはその旨を記入する。また、この単位は、当該単位制による課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。（単位制高等学校教育規程第7条）
- ・ 課程及び学科等の特性により、1ページに収まらない場合は、適宜ページ数を増やすなど工夫すること。

2 「総合的な探究の時間の記録」の欄について

総合的な探究の時間における、生徒の学習活動、各学校が自ら定めた評価の観点及びそれに対する評価を記入する。

ア 学習活動

- ・ 生徒がどのような学習課題を取り上げ、どのような学習活動を行ったのかを総括的に文章で記述する。

イ 観点

- ・ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めた評価の観点を記入する。

ウ 評価

- ・ 各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

エ その他

- ・ 必要に応じて、指導を行った学年（年度）を付記するなど、各学校の実態に応じて工夫する。
- ・ 課題研究等で代替した場合は斜線を引く。

3 「特別活動の記録」の欄について

各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合、○印を記入する。

- ・ 評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。
- ・ その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。
- ・ 記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

〈記入例〉

特別活動の記録					
内 容	観 点	学 年			
		1	2	3	4
ホームルーム活動	よりよい生活を築くための知識・技能	○		○	
生徒会活動	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現		○		
学校行事	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度		○	○	

4 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄について

生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮するものがあれば端的に記入する。

- ・ 具体的な記述事項
 - ア 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見
 - イ 特別活動に関する事実及び所見
 - ウ 行動に関する所見
 - エ 進路指導に関する事項
 - オ 取得資格
 - カ 生徒が就職している場合の事業所
 - キ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
 - ク 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見
- ・ キのうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。
- ・ 通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の単位数又は授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画において上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

5 「出欠の記録」の欄について

【全日制及び定時制の課程の場合】

〈記入例〉

出 欠 の 記 録							
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1	210	5	0	205	7	198	インフルエンザによる出席停止5日 かぜによる欠席7日
2	210	3	0	207	3	204	祖父死去による忌引3日 オンラインを活用した特例の授業2日
3	190	3	0	187	65	122	就職試験3日 休学65日

(1) 「授業日数」の欄について

当該生徒の所属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学をした生徒については、転入学又は編入学をした日以後の授業日数を記入する。また、転籍の生徒についても上記に準じて記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

- ・ 学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。
- ・ 原則として同一の学年・学科内の生徒の授業日数は同じである。
- ・ 単位制の課程の場合においては、学校によって生徒一人一人の授業日数が異なる場合がある。

(2) 「出席停止・忌引等の日数」の欄について

以下の日数を合算して記入する。

- ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ウ 忌引日数
- エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

- ・ 「出席停止・忌引等の日数」は欠席日数に含まれない。

(3) 「留学中の授業日数」の欄について

校長が許可した留学期間中の日本における在籍校の授業日数を記入する。

- ・ 留学期間等については、「備考」の欄に「令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇国〇〇高へ留学」など、その旨を記入する。
- ・ 休学による留学の期間は欠席日数とし、その期間等について「備考」の欄にその旨記入する。

(4) 「出席しなければならない日数」の欄について

「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」及び「留学中の授業日数」を差し引いた日数を記入する。

(5) 「欠席日数」の欄について

「出席しなければならない日数」のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数及び休学した日数を記入する。

(6) 「出席日数」の欄について

「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として、生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。

- 平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、「出席日数」の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を、「備考」の欄に記入する。

(7) 「備考」の欄について

出欠に関する特記事項等を記入する。

- 「出席停止・忌引等の日数」の内訳及び理由等
- 「欠席日数」が7日以上の場合の主な理由
- 転入学した生徒について、前に在学していた学校における出欠の概要

(8) その他

ア 最終学年において留学し、その学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」の欄の下に欄を設け、記入する。

イ 「出欠の記録」においては、該当すべき日数がない場合は空白とせず0と記入する。

ウ 転籍の生徒の場合は、転学及び転入学に準じて記入する。

【通信制の課程の場合】

「出校日数の記録」

ア 「出校日数」の欄には、実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入する。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入する。

イ 「備考」の欄には、出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等について、例えば「3日（ラジオ）」と記入する。

また、転入学した生徒については前に在学していた学校における出校又は出欠の概要等を記入する。

ウ 転籍の生徒の場合は、転学及び転入学に準じて記入する。

付表

〈各欄の記入時期〉

記入上の時期	様式1 学籍に関する記録												様式2 指導に関する記録													
	ホームルーム・整理番号	生徒・前の保護者	入学前	入学編入	転入学	留学	卒業	進学先・就職先等	学校名・所在地・課程名等	年度	校長氏名印・担当者氏名印	(生徒氏名・ホームルーム・整理番号)	各教科・科目等の修得単位数の記録	生徒氏名	ホームルーム・整理番号	各教科・科目等の学習の記録	教科・科目	観点別学習状況・評定・修得単位数	修得単位数	備考	総合的な探究の時間の記録	特別活動の記録	総合所見及び指導上参考となる諸事項	出欠の記録	別記	
入学時		○	○	○	○			○					○			○										
年度始	○									○	○	○			○											
年度末											○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
卒業時												○	○					○								
発事由																								○		○

※記入事項に変更、訂正がある場合には、記入していた事項をそのつど2本線で消し、その下部に正しい字句を記入する。

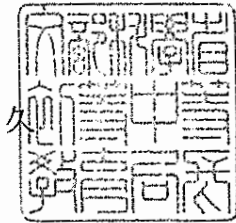
資 料 編



各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀



(印影印刷)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

ついては、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれ

ては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

記

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない、
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、

といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3)で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとするのが重要であること。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

2. 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向け

た粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観点の趣旨は、本通知の別紙4及び別紙5に示している）。

- (3) 学習評価の結果の活用にあたっては、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか、別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては、それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については、教師の勤務負担軽減を図り、観点別学習状況の評価を充実する観点から、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしたこと。
- (4) 特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。

- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
- ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場면을精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場면을必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツ-

ルなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

- (7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとするのが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとすること。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとではなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとすること。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

- (8) 今後、国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県教育委員会等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても、例えば、定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど、高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について

「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

(1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ、高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

(2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

- [別紙 1] 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等
[別紙 2] 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等
[別紙 3] 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等
[別紙 4] 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）
[別紙 5] 各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）

[参考 1] 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成 31 年 1 月 21 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm

[参考 2] 指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/1414600.htm

[参考 3] 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録の「参考様式」を示している。

【本件担当】

<本通知全般に関する問合せ>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室 石田, 山本, 板東

T E L : 03-5253-4111 (内線 2369)

F A X : 03-6734-3734

E mail : kyokyo@mext.go.jp

<高等学校入学者選抜に関する問合せ>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
指導調査係 片桐

T E L : 03-5253-4111 (内線 3291)

<大学入学者選抜に関する問合せ>

文部科学省高等教育局大学振興課
大学入試室 安藤, 山本

T E L : 03-5253-4111 (内線 2469)

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入する。学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）の場合においては、生徒に係る記録は「年度」を単位として行う（指導に関する記録についても同様に取り扱う。）。

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

高等学校及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校又は特別支援学校中学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学

(1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入する。

(2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

5 転入学

他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

6 転学・退学

他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入する。

7 留学等

留学又は休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

9 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

10 学校名及び所在地，課程名・学科名

分校の場合は，本校名及び所在地を記入するとともに，分校名，所在地及び在学した学年を併記する。

11 校長氏名印，ホームルーム担任者氏名印

各年度に，校長の氏名，ホームルーム担任者の氏名を記入し，それぞれ押印する。（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には，その都度後任者の氏名を併記する。）

なお，氏名の記入及び押印については，電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

12 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入する。また，障害のある生徒に対して，学校教育法施行規則第140条の規定に基づき，通級による指導を行った場合であって，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第5款2(1)イに定める単位認定を行った場合には，総合的な探究の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記入する。

編入学又は転入学した生徒について，以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には，その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり，以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより，適切に記録する。

また，留学に関して，校長が認定した修得単位数は，それを記入する欄等に適切に記入する。

II 指導に関する記録

高等学校における指導に関する記録については，以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら，各教科・科目等の学習の記録（各教科及び科目の名称，それぞれの科目ごとの学年や年度ごとの観点別学習状況，評定及び修得単位数，それぞれの科目ごとの修得単位数の合計並びにそれぞれの科目等の履修上の特記事項等，総合的な探究の時間の学年や年度ごとの修得単位数及び総合的な探究の時間の修得単位数の合計並びに留学による学年や年度ごとの修得単位数及び留学による修得単位数の合計），総合的な探究の時間の記録，特別活動の記録，総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録（通信制の課程においては出校の記録）について作成する。

特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）高等部における指導に関する記録については，高等学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて，自立活動の記録及び入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校（知的障害）高等部における指導に関する記録については，各教科の学習の記録，特別活動の記録，自立活動の記録，学年ごとの総授業

時数、道徳科の記録、総合的な探究の時間の記録、入学時の障害の状態、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について作成する。

特別支援学校高等部に在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、生徒の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科又は各教科に属する科目の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）第1章第2節第8款の規定（重複障害等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、各教科・科目等を合わせて記録するなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

なお、障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫する。

1 各教科・科目等の学習の記録

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目等の学習の記録については、観点別学習状況、評定及び修得単位数について記入する。

特別支援学校（知的障害）高等部における各教科の学習の記録等については、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）に示す各教科の目標、内容に照らし、別紙5の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の評価については、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。その際、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」を参考にすること。

(1) 各教科・科目の観点別学習状況

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の観点別学習状況については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）及び特別支援学校高

等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）（以下「高等学校学習指導要領等」という。）に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価の観点について、高等学校は、高等学校学習指導要領等を踏まえ、別紙5を参考に設定する。

(2) 各教科・科目の評定

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評定については、高等学校学習指導要領等に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

(3) 学校設定教科に関する科目の評価

学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫する。

(4) 各教科・科目等の修得単位数

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入する。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行う。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録する。

(5) 総合的な探究の時間の修得単位数

高等学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）高等部における総合的な探究の時間における学習活動について，修得を認定した単位数を記入する。

(6) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに，校長が修得を認定した場合はその単位数を記入する。この場合，当該外国の学校の教育課程を逐一，我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し，これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

なお，外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付する。

(7) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は，履修上の特記事項として，備考欄に記入する。

- ① 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款3(2)イ(イ)に基づき，主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合
- ② 学校教育法施行規則第97条に基づき，他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について，生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合
- ③ 同令第98条に基づき，大学等における学修，知識及び技能に関する審査に係る学修，ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について，生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし，当該科目の単位を与える場合
- ④ 同令第100条に基づき，高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の定めるところに準じて，修得した科目に係る学修について，生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし，当該科目の単位を与える場合
- ⑤ 高等学校通信教育規程第12条第1項に基づき，通信制の課程の生徒について，その在学する高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときに，それを生徒の在学する通信制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合（同第2項による場合も同様とする。）

2 総合的な探究の時間の記録

高等学校等における総合的な探究の時間の記録については，この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で，それらの観点のうち，生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入

する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙5を参考に定める。

3 特別活動の記録

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙5を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

特別支援学校（知的障害）高等部における特別活動の記録については、高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

4 自立活動の記録

特別支援学校高等部における自立活動については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること
- ④ 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）第1章第2節第4款1(2)の規定により、自立活動の授業時数を単位数に換算した場合の単位

5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

高等学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑦のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 取得資格

- ⑥ 生徒が就職している場合の事業所
- ⑦ 生徒の特徴・特技，部活動，学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動，表彰を受けた行為や活動，学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- ⑧ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては，生徒の優れている点や長所，進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし，生徒の努力を要する点などについても，その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに，障害のある生徒のうち，通級による指導を受けている生徒については，通級による指導を受けた学校名，通級による指導の単位数又は授業時数，指導期間，指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない生徒で，教育上特別な支援を必要とする場合については，必要に応じ，効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお，これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画において上記にかかわる記載がなされている場合には，その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

特別支援学校高等部においては，交流及び共同学習を実施している生徒について，その相手先の学校名，実施期間，実施した内容や成果等を端的に記入する。

6 入学時の障害の状態

特別支援学校高等部における入学時の障害の状態について，障害の種類及び程度等を記入する。

7 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては，以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき，臨時に，学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし，転学又は退学をした生徒については，転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し，編入学又は転入学をした生徒については，編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

なお，単位制による課程の場合においては，授業日数については，当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数，学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条，第20条，第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により，臨時に学年の中の一部の休業を行っ

た場合の日数

③ 忌引日数

④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(7) 備考

出欠に関する特記事項等を記入する。

8 出校の記録

通信制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 出校日数

実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入する。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入する。

(2) 備考

出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記入する。

各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）

1-1. 高等学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）における各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」の各領域において，生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり，思いや考えを深めたりしながら，言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに，言語感覚を磨き，言葉を効果的に使おうとしている。
地 理 歴 史	知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに，調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義，特色や相互の関連を，概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，社会に見られる課題の解決に向けて構想したり，考察，構想したことを効果的に説明したり，それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について，国家及び社会の形成者として，よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
公 民	知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論，及び倫理，政治，経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに，諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	現代の諸課題について，事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，解決に向けて公正に判断したり，合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。
	主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として，よりよい社会の実現を視野に，現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

数 学	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。 ・事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力，事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり，粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。 ・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり，評価・改善しようとしたりしている。
理 科	知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに，科学的に探究するために必要な観察，実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし，見通しをもって観察，実験などを行い，得られた結果を分析して解釈し，表現するなど，科学的に探究している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり，見通しをもったり振り返ったりするなど，科学的に探究しようとしている。
保 健 体 育	知識・技能	運動の合理的，計画的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに継続するための理論について理解しているとともに，目的に応じた技能を身に付けている。また，個人及び社会生活における健康・安全について総合的に理解しているとともに，技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し，合理的，計画的な解決に向けて，課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに，それらを他者に伝えている。また，個人及び社会生活における健康に関する課題を発見し，その解決を目指して総合的に思考し判断しているとともに，それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう，運動の合理的，計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。また，健康を大切にし，自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりについての学習に主体的に取り組もうとしている。

芸術	音楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。
		思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化と豊かに関わり主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
	美術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	美術や美術文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	工芸	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	書道	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。 ・書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。

		思考・判断・表現	書によさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書之美を味わい深く捉えたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	書の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。
外国語		知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・外国語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
		思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的话题や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。
家庭		知識・技能	人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
		思考・判断・表現	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
		主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を創造し、実践しようとしている。
情報		知識・技能	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。

	思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。
理 数	知識・技能	対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。 ・ 探究の過程を振り返って評価・改善しようとしている。

1-2. 高等学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）における主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農 業	知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び，農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工 業	知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び，工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
商 業	知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスに関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び，ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
水 産	知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び，水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

家庭	知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
看護	知識・技術	看護について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
情報	知識・技術	情報の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福祉	知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
理数	知識・技能	数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについて系統的に理解しているとともに、探究するために必要な知識や技能を身に付けている。

	思考・判断・表現	多角的, 複合的に事象を捉え, 数学的, 科学的に考察し表現する力などを身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学や理科などに関する事象や課題に向き合い, 課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。
体 育	知識・技能	運動の主体的, 合理的, 計画的な実践に関する具体的な事項やスポーツの推進及び発展に寄与するための事項について理解しているとともに, 生涯を通じたスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	スポーツの多様な実践と推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し, 主体的, 合理的, 計画的な解決に向けて思考し判断しているとともに, それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	生涯を通してスポーツと多様に関わるとともにスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう, 運動の主体的, 合理的, 計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。
音 楽	知識・技能	音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに, 表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ, 音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりしているとともに, 表現意図を明確にもったり, 音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
美 術	知識・技能	美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに, 独創的・創造的に表している。
	思考・判断・表現	美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ, 創造的に思考, 判断し, 表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に美術に関する専門的な学習に取り組もうとしている。

英 語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の音声や語彙, 表現, 文法, 言語の働きなどについて理解を深めている。 ・英語についての音声や語彙, 表現, 文法, 言語の働きなどの知識を, 聞くこと, 読むこと, 話すこと, 書くことによる実際のコミュニケーションにおいて, 目的や場面, 状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 日常的な話題や社会的な話題について, 英語で情報や考えなどの概要や要点, 詳細, 話し手や書き手の意図などを的確に理解したり, これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	英語の背景にある文化に対する理解を深め, 聞き手, 読み手, 話し手, 書き手に配慮しながら, 主体的, 自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

2. 総合的な探究の時間の記録

	観 点	趣 旨
総合的な探究の時間	知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
	思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

3. 特別活動の記録

	観 点	趣 旨
特別活動	知識・技能	<p>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。</p> <p>自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。</p> <p>よりよい生活や社会を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。</p>
	思考・判断・表現	<p>所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。</p>
	主体的に学習に取り組む態度	<p>生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。</p> <p>主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。</p>

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについてお知らせします。(新規)



2 文科初第 1733 号
令和 3 年 2 月 19 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各設置者及び学校等におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を含め、児童生徒の学習機会の確保・充実に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、平成31年4月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、令和3年1月26日に中央教育審議会において「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）が取りまとめられました。同答申においては、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」として「感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する」が示されるとともに、災害や感染症等の発生などの緊急時にも教育活動の継続を可能とするために ICT の活用が極めて大きな役割を果たしうるとされています。そして、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するため、制度的な措置等について検討・整理することが必要であるとされています。

また、令和2年12月22日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたところです。

これらを踏まえ、この度、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校

-3.2.22

(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) 全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)において、非常時(本通知において、学校保健安全法第19条による出席停止や第20条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。)に臨時休業又は出席停止等(非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。)により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 平常時からの準備

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること。学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要であること。具体的には、例えば、学校外での学習を含む児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図ることや、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにするなどカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図ること、学校と児童生徒・保護者及び地域の関係者との関係の強化など学校・家庭・地域が一体となった学校運営を展開すること等が重要であること。また、非常時に登校できない児童生徒が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておくなどの取組も必要であること。

学校教育活動の継続に当たっては、ICTの活用が大きな役割を果たしうるもの

であることから、平常時から積極的な ICT 環境の整備とその活用を推進するとともに、非常時を想定して、例えば端末や通信環境が整っていない場合には学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行えるようにしておくこと、自宅等からの接続を試行しておくことなど、自宅等においても ICT を活用して学習を継続できるような環境を積極的に整えることが重要であること。

2. 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

(1) 基本的な考え方

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であること。

同時に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

(2) 自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、

日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

(3) 指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、本通知の別紙1から別紙4までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要であること。

このことに関し、小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知。以下「平成31年改善等通知」という。）別紙1及び別紙2に、それぞれ本通知の別紙1及び別紙2のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとすること。

また、高等学校及び特別支援学校高等部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日22文科初第1号初等中等教育局長通知。以下「平成22年改善等通知」という。）別紙3に本通知の別紙4のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとするとともに、平成31年改善等通知別紙3に本通知の別紙3のとおり記載の事項を追加し、令和4年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について、これによるところとすること。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでないこと。また、設置者の判断により、令和3年4月1日より前から指導要録に記載する事項を本通知を踏まえて追加することは妨げられないこと。

3. 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じること。その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮すること。

なお、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができること。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

- [別紙1] 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成31年改善等通知別紙1の改正）
- [別紙2] 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成31年改善等通知別紙2の改正）
- [別紙3] 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成31年改善等通知別紙3の改正）
- [別紙4] 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成22年改善等通知別紙3の改正）
- [参考] 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録のオンラインを活用した特例の授業等の記録の「参考様式」を示している。

<本件連絡先>

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線2369）

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知）別紙3高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。
(新規)



3文科初第1152号
令和3年10月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の
「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおりのお取扱いとしま

-3.10.04

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、本日付で、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

記

改善等通知の別紙 1 II 10 (6) 備考、別紙 2 II 9 (6) 備考及び別紙 3 II 7 (7) 備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

〔参考 1〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

〔参考 2〕「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2369)

e-mail : kyokyo@mext.go.jp

指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について例をお示し
しますので周知します。



事務連絡
令和3年10月1日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

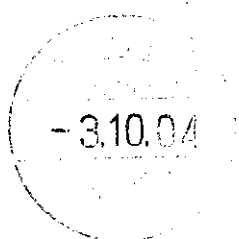
文部科学省 初等中等教育局 教育課程課

指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載
方法について（周知）

非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、これまでの出欠の取扱いを変更するものではありませんが、今般、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号初等中等教育局長通知）により、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを「出欠の記録」において明確にするため、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記することとしました。その際、学校における事務負担を軽減するため、これまでお示ししていた別記の記入例を別添1のとおり簡素化する（簡素化の前後をお示ししたものが、別添2となります。）とともに、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数の転記例を別添3のとおりお示しします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。



【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線：2369）
e-mail：kyokyo@mext.go.jp

児童氏名

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

記入例

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録					
第1学年	児童が登校できない事由				
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等				
第2学年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業			当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等	24	19	同時双方向	当該児童生徒に対してオンラインを活用した特例の授業を実施した場合に記入する。
		ケーブルテレビ			必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。 特段必要がない場合には記載不要
第3学年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等	15	12	同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換	
		個別面談（電話）			
第4学年	児童が登校できない事由				
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等				
第5学年	児童が登校できない事由				
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等				
第6学年	児童が登校できない事由				
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等				

【簡素化後】

(別添2)

小学校児童指導要録(参考様式)様式2(指導に関する記録)別記

児童氏名

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録					
(略)					
第2学年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業			当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等	ケーブルテレビ	24	19	同時双方向
第3学年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業			必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。 特段必要がない場合には記載不要。
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等	個別指導(電話)	15	12	同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換
(略)					



【簡素化前】

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録					
(略)					
第2学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業			当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等	ケーブルテレビを活用した学習も併用した。	24	19	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
第3学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症に関する出席停止、大雪に伴う臨時休業			必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。(特段必要がない場合には記載不要。)
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等	電話による個別面談も行った。	15	12	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 インターネットを通じた課題の配信・提出とチャットを使った質疑応答・意見交換による学習指導

児童氏名

転記例

(略)						
出欠の記録						
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
学年						
(略)						
2	176	0	176	5	171	オンラインを活用した特例の授業19
3	195	10	185	7	178	オンラインを活用した特例の授業12
(略)						

児童氏名

別記の「参加日数」を転記

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録							
(略)							
第2学年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業				} 当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。	
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	} 当該児童生徒に対してオンラインを活用した特例の授業を実施した場合に記入する。		
	その他の学習等	ケーブルテレビ	24	19		同時双方向	
第3学年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業				} 必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。 特段必要がない場合には記載不要。	
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等			
	その他の学習等	個別指導（電話）				15	12
(略)							

取 扱 い 上 の 注 意

指導要録の作成、送付及び保存等については、次のような事項に留意すること。

1 進学の場合

- (1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先に送付すること。（学校教育法施行規則第24条第2項参照）
- (2) (1)において抄本を作成し送付する場合は、その記載事項は、おおむね下記の事項を含むものとする。
 - ア 学校名、所在地、課程名及び現住所
 - イ 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
 - ウ 卒業年月日
 - エ 各教科・科目等の学習の記録
 - オ 最終学年の特別活動の記録
 - カ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒が更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること。（学校教育法施行規則第24条第3項参照）

3 転入学の場合

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

4 学校統廃合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

5 退学の場合

校長は、生徒が退学した場合においては、次のとおりとする。

- (1) 外国にある文部科学大臣認定の在外教育施設に入るために退学した場合は、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとする。
- (2) (1)以外の学校などに入るために退学した場合は、求めに応じて適切に対応すること。

6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成すること。

7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に転籍した生徒については、転籍前に在籍していたものとは別に、転籍した日以後の指導要録を作成すること。

8 保存期間

- (1) 学校においては、原本については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業した日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。(学校教育法施行規則第28条第2項参照)
- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保存すること。
- (3) 退学の場合、当該生徒の原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

9 その他

- (1) 在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合において、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点や教育的な配慮の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するよう留意すること。
- (2) 配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒については、転学した生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わるものが懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」に沿って、配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒の転学先や居住地等の情報については、青森県個人情報保護条例第21条第1項第3号等に則り、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転出先への学校へ生徒の指導要録の写し等を送付すること。

編 式 様

高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録

様式1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4
ホームルーム				
整理番号				

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性別	入学・編入学	令和 年 月 日 第 学年入 学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	平成 年 月 日生		転 入 学	令和 年 月 日 第 学年
	現住所			転 学・退 学	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日
保 護 者	ふりがな			留 学・休 学	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	氏 名				
	現住所			卒 業	令和 年 月 日
入学前の経歴	令和 年	中学校卒業		進 学 先 ・ 就 職 先 等	
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校(校舎)名 ・所在地等) 課程名・学科名					
年 度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
区分 \ 学年	1	2	3	4	
校長氏名印					
ホームルーム 担任者氏名印					

各教科・科目等の修得単位数の記録

生徒氏名			区分 \ 学年			1	2	3	4					
			ホームルーム											
			整理番号											
各学科に共通する各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計				
	各学科に共通する各教科・科目	国語	現代の国語			家庭		〃		情報	情報	〃		
略				〃			〃		福祉		〃			
〃				〃			〃		理数		〃			
〃				〃			〃		体育		〃			
地理歴史		〃		公民	理数	〃		学校設定教科	音楽	〃				
		〃				〃				〃		美術	〃	
		〃				〃				〃			英語	〃
		〃				〃				〃		学校設定教科		〃
数学		〃		主として専門学科において開設される	農業	〃		工業	商業	〃				
		〃				〃				〃		水産	〃	
		〃				〃				〃			家庭	〃
		〃				〃				〃		〃		
理科		〃		保健体育	工業	〃		商業	商業	〃				
		〃				〃				〃		水産	〃	
		〃				〃				〃			家庭	〃
		〃				〃				〃		〃		
芸術		〃		外国語	農業	〃		工業	商業	〃				
		〃				〃				〃		水産	〃	
		〃				〃				〃			家庭	〃
		〃				〃				〃		〃		
外国語	〃		主として専門学科において開設される	農業	〃		工業	商業	〃					
	〃				〃				〃		水産	〃		
	〃				〃				〃			家庭	〃	
	〃				〃				〃		〃			
			総合的な探究の時間 (名称)											
			小計											
			留學											
			修得単位数の合計											

※ () 内は履修だけが認められた単位数を表す。

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名		学校名		区分														
				学年	1	2	3	4										
				ホームルーム														
				整理番号														
各教科・科目等の学習の記録																		
各教科・科目等		第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			備考				
		観 点 別 学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	観 点 別 学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	観 点 別 学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	観 点 別 学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数		修 得 単 位 数 の 計			
教科等	科目等																	
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	国語	現代の国語																
		略																
		//																
	地理	//																
	歴史	//																
	公民	//																
		//																
	数学	//																
		//																
	理科	//																
		//																
		//																
	芸術	//																
		//																
	外国語	//																
	家庭	//																
		//																
	情報	//																
	理数	//																
		//																
	//																	
主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	農業	//																
	工業	//																
	商業	//																
	水産	//																
	家庭	//																
	看護	//																
	情報	//																
	福祉	//																
	理数	//																
	体育	//																
	音楽	//																
	美術	//																
	英語	//																
		//																
		//																
総合的な探究の時間																		
小計																		
留學																		
合計																		

生徒氏名

(様式2第2面)

総合的な探究の時間の記録		
学習活動	観点	評価

特別活動の記録						
内容	観点	学年	1	2	3	4
			ホームルーム活動			
生徒会活動						
学校行事						

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

出欠の記録							
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		

高等学校（通信制の課程）生徒指導要録

様式1（学籍に関する記録）

区分	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
ホームルーム											
整理番号											

学 籍 の 記 録												
生 徒	ふりがな					性別	入学・編入学	令和 年 月 日		令和 年度入 学		
	氏 名							令和 年度編 入 学				
	生年月日	平成	年	月	日生	転 入 学	令和 年 月 日					
	現住所						転 学・退 学	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日				
保 護 者	ふりがな					留 学・休 学		令和 年 月 日～令和 年 月 日				
	氏 名						卒 業	令和 年 月 日				
	現住所											
入学前の経歴	令和 年	中学校卒業				進 学 先 ・ 就 職 先 等						
学 校 名 及 び 所 在 地 <small>(分校(校舎)名 ・所在地等)</small> 課程名・学科名												
区分	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	
校長氏名印												
ホームルーム 担任者氏名印												

各教科・科目等の修得単位数の記録

生徒氏名			区分 \ 年度		令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度		
			ホームルーム													
			整理番号													
各学科に共通する各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計						
											国語	現代の国語		情報	〃	
												略			〃	
		〃			〃											
		〃			〃											
	地理歴史	〃			情報	〃				福祉	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
	公民	〃			理数	〃				理数	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
	数学	〃			学校設定教科	〃				体育	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
	理科	〃			農業	〃				音楽	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
	保健体育	〃			工業	〃				美術	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
	芸術	〃			商業	〃				英語	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
	外国語	〃			水産	〃				学校設定教科	〃					
		〃				〃			〃							
		〃				〃			〃							
		〃			家庭	〃				総合的な探究の時間(名称)						
		〃				〃				小計						
	〃			〃				留学								
											修得単位数の合計					

※ () 内は履修だけが認められた単位数を表す。

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		ホームルーム							
		整理番号							

各教科・科目等		令和 年度												修得単位数の計	備考					
		前期			後期			前期			後期									
		学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数							
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	国語	現代の国語																		
		略																		
		〃																		
	地理	〃																		
	歴史	〃																		
	公民	〃																		
		〃																		
	数学	〃																		
		〃																		
		〃																		
	理科	〃																		
		〃																		
		〃																		
	保健体育	〃																		
		〃																		
	芸術	〃																		
		〃																		
		〃																		
	外国語	〃																		
		〃																		
	〃																			
家庭	〃																			
	〃																			
	〃																			
情報	〃																			
	〃																			
理数	〃																			
	〃																			
学校設定教科	〃																			
	〃																			
	〃																			
主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	農業	〃																		
	工業	〃																		
	商業	〃																		
	商業	〃																		
	水産	〃																		
	家庭	〃																		
	看護	〃																		
	看護	〃																		
	情報	〃																		
	情報	〃																		
	福祉	〃																		
	福祉	〃																		
	理数	〃																		
	理数	〃																		
	体育	〃																		
	体育	〃																		
	音楽	〃																		
音楽	〃																			
美術	〃																			
美術	〃																			
英語	〃																			
英語	〃																			
学校設定教科	〃																			
	〃																			
	〃																			
総合的な探究の時間																				
小計																				
留学																				
合計																				

生徒氏名

(様式2第2面)

総合的な探究の時間の記録		
学習活動	観点	評価

特別活動の記録									
内容	観点	年度		年度		年度		年度	
		令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
ホームルーム活動									
生徒会活動									
学校行事									

総合所見及び指導上参考となる諸事項			
令和 年度		令和 年度	
令和 年度		令和 年度	
令和 年度		令和 年度	

出校の記録		
区分 年度	出校日数	備考
令和 年度		
令和 年度		
令和 年度		
令和 年度		
令和 年度		
令和 年度		

